

期中レビュー基準報告書第 2 号「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
期中レビュー基準報告書第 2 号 独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー 2024 年 3 月 28 日 改正 2024 年 9 月 26 日 改正 2025 年 3 月 18 日 改正 2026 年 3 月 18 日 最終改正 年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 45 号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《10. 経営者確認書》 (省 略) 78. 監査人は、経営者が以下の事項を監査人に開示した旨を経営者確認書に記載するように要請しなければならない (A67 項参照)。 (1) 期中レビュー契約書において合意したとおり、経営者が期中財務諸表の作成に関連すると認識している又は期中レビューに関連して監査人が依頼した全ての情報及び情報を入手する機会を監査人に提供した旨 (2) 全ての取引が記録され、期中財務諸表に反映されている旨 (3) 不正を防止し発見する内部統制を整備及び運用する責任は、経営者にあることを承知して <u>おり、その責任を適切に果たした旨</u> (4) 不正による期中財務諸表の重要な虚偽表示の可能性に対する経営者の評価を監査人に示した旨 (5) 以下の企業に影響を与える不正又は不正の疑いがある事項に関する情報が存在する場合、当該	期中レビュー基準報告書第 2 号 独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー 2024 年 3 月 28 日 改正 2024 年 9 月 26 日 改正 2025 年 3 月 18 日 最終改正 2026 年 3 月 18 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 45 号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅲ 要求事項》 (省 略) 《10. 経営者確認書》 (省 略) 78. 監査人は、経営者が以下の事項を監査人に開示した旨を経営者確認書に記載するように要請しなければならない (A67 項参照)。 (1) 期中レビュー契約書において合意したとおり、経営者が期中財務諸表の作成に関連すると認識している又は期中レビューに関連して監査人が依頼した全ての情報及び情報を入手する機会を監査人に提供した旨 (2) 全ての取引が記録され、期中財務諸表に反映されている旨 (3) 不正を防止し発見する内部統制を整備及び運用する責任は、経営者にあることを承知して <u>いる</u> 旨 (4) 不正による期中財務諸表の重要な虚偽表示の可能性に対する経営者の評価を監査人に示した旨 (5) 以下の企業に影響を与える不正又は不正の疑いがある事項に関する情報が存在する場合、当該

改正案	現 行
情報を監査人に示した旨 ① 経営者による不正又は不正の疑い ② 内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い ③ 上記以外の者による期中財務諸表に影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い (6) 従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した期中財務諸表に影響する不正の疑い（不正の申立てを含む。）がある事項に関する情報を監査人に示した旨 (7) 期中財務諸表を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている違法行為又はその疑いを全て監査人に示した旨 (8) 未修正の虚偽表示の与える影響が個別にも集計しても全体としての期中財務諸表に対して重要性がないと判断している旨（当該未修正の虚偽表示の要約は経営者確認書に記載するか又は添付することを求めなければならない。） (9) 期中財務諸表を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている又は潜在的な訴訟事件等を、全て監査人に示した旨及び期中財務諸表に係る一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に処理し開示した旨 (10) 会計上の見積りを行う際に使用した重要な仮定が合理的であると判断している旨 (11) 関連当事者の名称、認識している全ての関連当事者との関係及び関連当事者との取引を監査人に示した旨並びに当該関係及び取引を期中財務諸表に係る一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適切に処理している旨 (12) 期中会計期間末日後に発生し、かつ、期中財務諸表に係る一般に公正妥当と認められる企業会計の基準により期中財務諸表の修正又は期中財務諸表における開示が要求される全ての事象を、適切に修正又は開示した旨 (省 略) 《Ⅳ 適用指針》 (省 略) 以 上	情報を監査人に示した旨 ① 経営者による不正又は不正の疑い ② 内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い ③ 上記以外の者による期中財務諸表に<u>重要な</u>影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い (6) 従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した期中財務諸表に影響する<u>不正</u>の申立て又は不正の疑いがある事項に関する情報を監査人に示した旨 (7) 期中財務諸表を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている違法行為又はその疑いを全て監査人に示した旨 (8) 未修正の虚偽表示の与える影響が個別にも集計しても全体としての期中財務諸表に対して重要性がないと判断している旨（当該未修正の虚偽表示の要約は経営者確認書に記載するか又は添付することを求めなければならない。） (9) 期中財務諸表を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている又は潜在的な訴訟事件等を、全て監査人に示した旨及び期中財務諸表に係る一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に処理し開示した旨 (10) 会計上の見積りを行う際に使用した重要な仮定が合理的であると判断している旨 (11) 関連当事者の名称、認識している全ての関連当事者との関係及び関連当事者との取引を監査人に示した旨並びに当該関係及び取引を期中財務諸表に係る一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適切に処理している旨 (12) 期中会計期間末日後に発生し、かつ、期中財務諸表に係る一般に公正妥当と認められる企業会計の基準により期中財務諸表の修正又は期中財務諸表における開示が要求される全ての事象を、適切に修正又は開示した旨 (省 略) 《Ⅳ 適用指針》 (省 略) 以 上
- 本報告書（2024 年 9 月 26 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 - 保証業務実務指針（序）「レビュー業務実務指針、保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の体系及び用語」（2024 年 9 月 26 日改正） （修正箇所：第 1 項及び A3 項） - 監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」（2024 年 9 月 26 日改正） - 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024 年 9 月 26 日改正） （上記以外の修正箇所） - 本報告書（2025 年 3 月 18 日改正）は、次の公表物の公表に伴う追加の修正を反映している。 - 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024 年 9 月 26 日改正）	- 本報告書（2024 年 9 月 26 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 - 保証業務実務指針（序）「レビュー業務実務指針、保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の体系及び用語」（2024 年 9 月 26 日改正） （修正箇所：第 1 項及び A3 項） - 監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」（2024 年 9 月 26 日改正） - 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024 年 9 月 26 日改正） （上記以外の修正箇所） - 本報告書（2025 年 3 月 18 日改正）は、次の公表物の公表に伴う追加の修正を反映している。 - 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024 年 9 月 26 日改正）

改正案	現 行
・ 本報告書（ 年 月 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書 240「財務諸表監査における不正」（ 年 月 日改正）	
《付録 1 経営者確認書の記載例》（A70 項参照） (省 略) 期中連結財務諸表 (省 略) 2. 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない期中連結財務諸表を作成するために、経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあることを承知しており、<u>その責任を適切に果たしております。</u> (省 略) 提供する情報 (省 略) 12. 当社及び連結子会社に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下の全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。 － 経営者による不正又は不正の疑い － 内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い － 上記以外の者による期中連結財務諸表に影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い 13. 従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した期中連結財務諸表に影響を及ぼす不正の疑い (<u>不正の申立てを含む。</u>) がある事項に関する全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。 (省 略) 以 上 (省 略) 《付録 2 期中財務諸表に対する期中レビュー報告書の文例》（第 90 項参照） (省 略) 以 上	《付録 1 経営者確認書の記載例》（A70 項参照） (省 略) 期中連結財務諸表 (省 略) 2. 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない期中連結財務諸表を作成するために、経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあることを承知しております。 (省 略) 提供する情報 (省 略) 12. 当社及び連結子会社に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下の全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。 － 経営者による不正又は不正の疑い － 内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い － 上記以外の者による期中連結財務諸表に<u>重要な</u>影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い 13. 従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した期中連結財務諸表に影響を及ぼす<u>不正の申立て又は不正の疑い</u>がある事項に関する全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。 (省 略) 以 上 (省 略) 《付録 2 期中財務諸表に対する期中レビュー報告書の文例》（第 90 項参照） (省 略) 以 上 以 上